

財務省告示第百八十三号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七条第三項の規定に基づき、平
 成十九年四月二十日に発行した利付国債の発行条
 件を次のとおり告示する。
 平成十九年五月十日

財務大臣 尾身 幸次

| 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 | 十 |
|-------------------------|--|---|---|--------------------|-------------------|------------|---|------------|---------------------|
| 名称及び記 号 | 発行の根拠 | 法律及びそ の条項の適 用等 | 発行方法 | 発行額 | 払込金額 | 最低額面金 額 | 振替単位 | 発行行 | 発行価格 |
| 利付国庫債券（十年）（第二百八 十五回） | 特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）附則第七 十六条第一項 | 社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。 | 日本郵政公社法（平成十四年法 律第九十七号）第二十四条第三 項第四号に規定する郵便貯金資 金による引受け | 額面金額で四千八百八十四億 円 | 四十九億九千八百八十四億 円 | 五万円 | 振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 額の整数倍の金額によるものと する。 | 平成十九年四月二十日 | 額面金額百円につき百円三十七 銭 |

十一 利率
 の経過
 払込み
 一年・七パーセント
 に日本郵政公社総裁は、払込金額
 に加え、次の算式により算出し
 た金額を第十八号に規定する期
 日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.7 \times 31}{100 \times 365}$$

十三 初期利子
 平成十九年九月二十日を支払期
 とし、次の算式により算出した
 金額を支払う。ただし、支払期
 が銀行休業日に当たるときは、
 その翌営業日に支払う。以下、
 次号及び第十五号において規定
 する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.7 \times 1}{100 \times 2}$$

十四 第二期利子
 毎年の三月二十日及び九月二十日
 を支払期とし、各支払期におい
 て、その日以前六ヶ月間に属する
 利子を支払う。
 平成二十九年三月二十日
 額面金額百円につき百円
 日本銀行
 平成十九年四月二十日
 払込期日